

のぞみの家 上郷
認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人のぞみが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 : のぞみの家 上郷

(1階：あやめ、2階：すいせん の2ユニットを有す)

所在地 : 神奈川県横浜市栄区上郷町 972-5

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 あやめ (1階)

- ① 管理者 常勤 1 名（介護計画作成と介護業務の兼務）
管理者は、2ユニットの業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
 - ② 計画作成担当者 常勤 1 名（兼務）
計画作成担当者は、利用者に適切なサービスが提供できるよう介護計画の作成及び連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡・調整を行うとともに必要に応じ介護に従事する。
 - ③ 介護職員 10名（常勤 1名、非常勤 9名）
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
 - 3 医療連携体制による担当看護師 1名
日常的な健康管理、緊急時対応、医療機関との調整、24時間オンコール、重度化した時の対応等を行なう。
 - 4 看取りについては「看取りの指針」に基に、利用者及び家族の意向を反映させるものとする。
- 2 すいせん（2階）
- ① 管理者 常勤 1 名（兼務）
管理者は、2ユニットの業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
 - ② 計画担当者 非常勤 1 名（介護業務と兼務）
計画作成担当者は、利用者に適切なサービスが提供できるよう介護計画を作成及び連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡・調整を行うとともに必要に応じ介護に従事する。
 - ③ 介護職員 13名（常勤 2名、非常勤 11名）
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
 - 3 医療連携体制による担当看護師 1名
日常的な健康管理、緊急時の対応、医療機関との調整、24時間オンコール、重度化した時の対応等を行う。
 - 4 看取りについては「看取りの指針」を基に、利用者及び家族の意向を反映させるものとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は、定員9人×2ユニットの18名とする。

（介護の内容）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話

- ③ 日常生活の中での機能訓練
(体操等の実施)
- ④ 各種行事等の計画・実施
- ⑤ 定期的な栄養管理の実施
- ⑥ その他の相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者的心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、文章により同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(短期利用共同生活介護)

第9条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用専用の居室等を利用し、短期利用の指定認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- 6 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(利用料等)

第10条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、別紙利用料金表

- のとおりとする。
- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
 - 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

- 第 11 条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護であつて認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持・個人情報の保護)

- 第 12 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。(雇用契約書に明記、及び雇用時に個人情報保護法に基づき誓約書を取り交わす)

(苦情処理)

- 第 13 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

- 第 14 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第 15 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持

し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(虐待の防止)

第16条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の適正化に向けた取り組み)

第17条 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生

命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為

(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、当該身体拘束等の態様を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではない。
- 4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。
- 5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(緊急時における対応策)

第 18 条 利用者的心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(運営推進会議)

第 19 条 当施設は、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 2箇月に 1 回とする。
- 3 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市又は地域包括支援センターの職員及び認知症対応型共同生活介護について知見を有する者をもって構成する。
- 4 運営推進会議の内容は、認知症対応型共同生活介護事業所のサービスの内容の報告、利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換及び地域との交流とする。
- 5 当施設は、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録公表するものとする。

(非常災害対策)

第 20 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、1 年に 2 回以上避難訓練を行い、うち夜間を想定した訓練を 1 回実施する。

(その他運営についての重要事項)

第 21 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- | | |
|------------|------------------|
| ① 採用時研修 | 採用後 1 ヶ月以内 |
| ② 経験に応じた研修 | 随時 |
| ③ 実践研修等 | 研修機関が実施する研修に派遣する |
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が法人と協議のうえ定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 6 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。